令和7年度寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る寒河江市中心市街地活性化センター2階リニューアル事業 家具・事務調度品等購入に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。

1 入札参加資格

- (1) 「寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、当該業務の公告の日から入札の日までの間に、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに一般競争入札参加願書等を提出しない者は、本入札に参加することができない。

2 入札手続等

- (1) 一般競争入札参加願書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された一般競争入札参加願書等は無断で使用しない。
- (3) 一般競争入札参加願書等の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出期限以降における一般競争入札参加願書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札資格確認のため必要な資料の追加提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格の確認は、入札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。落札候補者で入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

3 設計図書等の閲覧

本業務に係る設計図書等について、次により閲覧を行う。

(1) 閲覧が可能な設計図書

ア 仕様書

イ 設計書

(2) 閲覧期間

入札公告の日から入札の前日まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 閲覧場所
 - ア 寒河江市 商工推進課 商工労政係
 - イ 寒河江市ホームページ上

※ホームページに掲載された仕様書等のファイルは、パスワードが設定されているため、 設計図書等閲覧申請書(別記様式)を提出し、パスワードの交付を受けること。

4 設計図書等に対する質問

(1) 仕様書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面で提出すること。

ア 受付期間

令和7年10月20日(月)から令和7年10月30日(木)(市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

3 設計図書等の閲覧(3)に記載の場所

ウ 提出方法

- ・書面は電子メールで寒河江市商工推進課商工労政係へ送信すること。 (scis@city.sagae.yamagata.jp)
- ・電子メール送信後、電話で電子メールの到達を確認すること。ただし、電話対応は、受付期間(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。最終日は午後4時まで)。

電話番号0237-85-1492 (直通)

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

ア閲覧期間

令和7年10月22日(水)から令和7年11月4日(火)まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所

3 設計図書等の閲覧(3)に記載の場所

5 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

6 入札及び開札

- (1) 入札は持参によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を

取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められた入札
- (8) 同一業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

8 落札者の決定方法

(1) 入札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格のないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は、入札日から起算して原則として3日以内(市の休日を除く。)に行う。

- (2) 入札執行の日までに入札参加資格の確認ができたときは、当該入札会場で落札者を決定する。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない寒河江市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札予定者を確定する。

9 その他

(1) 一般競争入札参加願書等に虚偽の記載をした場合は、寒河江市建設請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を行うことがある。